

## 下松市中小企業不況対策特別融資に関する運用について

### 《利子補給について》

Q1 利子補給の対象となるためには、必ず据置期間を設ける必要があるのか。

A1 必要ありません。据置期間の設定の有無に関わらず、利子補給の期間は1回目から36回目までの利子返済分となります。

### 《借換え対象について》

Q2 下松市中小企業制度融資以外の借入金は借換換えの対象となるのか。

A2 対象となりません。借換換えの対象は、下松市中小企業制度融資の内、信用保証協会の保証付融資に限ります。

Q3 限度額が1,000万円となっているが、複数の金融機関で口数を分けることは可能か。

A3 できません。1制度につき1企業となっています。

Q4 借換換え方法については、どのように考えたらよいか。

A4 既往借入金の責任共有口か対象外口の種類によって借換換えできるものが限られます。既往借入金を返済する場合は、既往借入金の返済が1年以上あるものに限ります。

借換換え対象の可否 (○:可能、×:不可能)	借換換え対象口(返済条件口)	
	責任共有対象外	責任共有対象
責任共有対象外(SN4号、SN6項)	○	×
責任共有対象(SN5号)	○	○

### 《運用について》

Q5 審査会の対象となるのか。

A5 審査会の対象となりません。当該資金に限り、申込書については保証協会に提出するようになります。なお、本制度に限り申込先が異なるため、金融機関は申込書の写し及び決算書(2期分)の写しを添えて保証協会に提出してください。

Q6 不況対策特別融資の折り返しは可能なのか。

A6 可能です。既往借入金の返済が1年以上良好に行われている又は既往借入金の1/2以上を良好に返済しているもの限り、既往借入金との合算で金額1,000万円までの折り返しができます。ただし、保証協会の審査を伴います。

Q7 既往の小口事業資金、開業支援資金、活性化資金を借り換換えることは可能か。

A7 可能です。ただし、既往借入金の用途により、以下のとおり借換換えの要件が異なるのでご注意ください。

【既往借入金が運転資金の場合】

用途が同一のため、借換換えの制約はありません。ただし、既往借入金の返済が1年以上良好に行われている必要があります。

【既往借入金が設備資金(運転・設備資金を含む)の場合】

既往借入金の1/2以上又は当初借入日より2年以上良好に返済している場合に限り借換換えの対象となります。

Q8 活性化資金の既往借入金が1,000万円以上残っている場合、その一部を借換換えすることは可能か。

A8 できません。